

第九回 貴族院登録稅法案特別委員會速記錄第三號

明治二十九年三月十九日(木曜日)午後零時五十五分開會
○委員長(子爵岡部長職君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、逐條議ヲ始メマス、第一條第二條ヲ問題ニイタシマス

(左ノ議案ハ朗讀ヲ經サルモ 參照ノタメ茲ニ載錄ス 以下)
第一條 登錄稅ハ本法ノ定ムル所ニ依リ賦課徵收ス

第二條 地所建物ノ登記ヲ請フトキハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ

買受人
一 家督相續人_{戸主ノ死亡失踪}
二 但シ相續ノ日ヨリ六十日ヲ經過シタルトキハ時價相當價格千分ノ十
三十トス

賣買代價千分ノ二十

時價相當價格千分ノ五

時價相當價格千分ノ二十

ノ手數料ヲ課セラレルト云フ不都合ガ起ラウト思ヒマス、然ルニ今度ノ登録税法ト云フ法ヲ見マスト云フチウト、是等ハ同シ比例ヲ以テ金額ニ應シテ取ハ可笑シナモノト云フコトモ考ヘマスノデゴザイマス、此邊ハ矢張政府提出ノ様ニシテサウシテ税率ヲ少シ安クシタイト云フ考ヲ持ツテ居リマス

○男爵本多副元君 私モ渡邊サン桑田サンノ御趣意ニハ贊成ヲスル者デゴザイマスケレドモ五千圓マデハ据置イテ、五千圓以上ヲ減スルト云フコトニナッテハ贊成ヲ致シ惡ウゴザイマス、今政府委員カラ言ハレタル通り、實際ハ五千圓以下ノ所ニ在ルノデ、五千圓以上ノ分ニハ誠ニ少イト思ヒマス、ソレデ唯上ノ方ガ如何ニモ危激ナル増方デアルカラ、上ノ方ダケ減ジヤウト云フコトデハ、却テ下ノ方ノモノガ其恩典ヲ被ラヌト云フコトニナリマスカラ渡邊サンニ御相談シマスガ、御趣意ハ贊成デアルガ五千圓以下ハ据置クト云フコトハ廢メテ私ノ考デハ千分ノ二十ヲ千分ノ十ト改メルコトニナッタラドウカト思ヒマス、ソレナラバ至當ノコト思フ又政府委員ノ言ハレタル段階ヲ付ケルト云フコトニモナラズ極ク明瞭ニ煩ハシクナク修正ガ出來ヤウト思ヒマス

○渡邊治右衛門君 成程本多サンノ仰シャル通り千分ノ二十ヲ千分ノ十ト改メルト云フ様ニ一列ニスルガ宜イトハ思ヒマスガ、左様イタシマスト却テ私ノ申ス方ガ税ニ於テハ餘程多クナツテ、アナタノ方が少クナルデアラウト思ヒマス

○男爵本多副元君 私ノ言フノハ勿論税ハ減シマス、收入ニ至ツテハ大變ナ相違ガアリマス

○渡邊治右衛門君 私ハ一體ニ減ラスト云フコトニナルト大變收入ガ減リマスカラ到底ソレハ行ハレマイト思ヒマスカラ今ノ様ナ修正說ヲ出シマシタ趣意ハ御同意デアリマスガ、ソレハ出來ニクイデアラウト思ヒマス

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 唯今本多男爵ノ御話モアリマシタガ、ソレハ輕イノガ宜イニハ達アリマセヌガ、是ハドウモ戰後ノ經營テ歲入ヲ求メルノデアリマスカラ本多男爵ノ御話ノ如クナリマスト率ガ全ク半分ニナリマスカラ、是ハ此増率ヲ掛ケテ二百六十一萬圓增加スルト云フノデアリマシテ、勿論船舶モ這入ツテ居リマスガ此中ドレガ多イカト申マスト地所デ、船舶ハ殆ド取ルニ足ラヌ位ナ高デゴザイマス、サウスルト此二百六十一萬圓ト申シマス増ガドウモ二百萬圓マデハ減ジマスマイケレドモ、ドウシテモ百五六十萬圓ハ減ジマス、ソレデハ二十九年度ノ議決ニナリマシタ豫算ト云フモノガ支ヘ得ルヤ否ヤト云ヒマスト云フコトニナリマシテ左様

○馬屋原彰君 渡邊サンノ修正ハ畢竟弱イ者イジメデ、下ノ方ハドウデモ宜イト云フ様ナ氣味ガチヨツト見テモ感ゼラレマス、斯ウ云フコトハ成ルベク細民所謂中以下ノ者ニ恩惠ヲ及ボセバ我ニハ満足スル、其反對ニナツテ居ルカラドウモ私ハ贊成スルコトガ出來マセヌ、ソレカラモウーツ、千分ノ二十分千分ノ十トスルト云フ本多君ノ御說デアリマシタガ、唯之ヲ千分ノニシスルト云フコトデハ困ル、ソレダケノ減額ヲ生ズレバ其代ニ斯ウ云フモノヲ以テ補フト云フ様ナ材料デモ御考ヘニナツテ居ルナラバ我ニモ尙勘考イタシタイノデアリマスガ、其邊ハ何ゾ御考ガアリマスカ

○男爵本多副元君 別ニ彼ヲ以テ此ニ代ヘルベキ材料ト云フモノハ今何モ考ヘテ居リマセヌ、併ナカラ是ハ少シ別ナコトデアリマスケレドモ私共ノ考ニハ一體登録税ニシロ又ハ營業税ニシロ餘程急激ナル變動デアツテ實際マダ政カ營業トカ云フ様ナ誠ニ窮窟ナムツカシイコトヲセヌデモ他ニ何ゾ極ク容易イ税源ガアルダラウト思フ、何カ故ニ政府ハ其税ヲ取ラズシテ此ノ如クムツカシイコトヲナサルノカト云フ考ヲ持ツテ居ル所カラシテ、今ソンナラソリニ代ルベキ是ト云フモノハ明言ハシマセヌケレドモ、其邊ハ大體ノ趣意カラシテ全體ハ絶對的ニ私共ハ反對ナノデス、反對ナノデスケレドモ唯今絶對ニ反對ト云フテハ行ハレサウモナイカラ唯假ニ千分ノ十ト云フ說ヲ出シタノデ、他ニドウ云フモノカラ取ルト御尋ネニナレバ明言ハ出來マセヌケレドモソレハ御考ナスツタラ分ルダラウト思ヒマス

○桑田藤十郎君 私モ二條ノ第一ノコトニ就テ先刻說ヲ述べテ置キマシタガ、先刻本多サンカラ千分ノ十ト云フ修正說ガ提出ニナツテ居ル、私ハソレニ贊成ヲイタシマス、ソレニ就テハ政府委員カラ段々税源云々ト云フコトモ申サレマスケレドモ、ソレハ單リ是ノミデハゴザイマセヌ、マダ其他ニモ隨分ドウ云フコトガ起ルカモ知レマセヌソレ等ノコトハ大藏大臣ノ御胸算デ如何様トモナラウト考ヘマス、一方ニ無理ナ稅ヲ賦課スルト云フコトハ宜シク是ハ排斥シテ、而シテ他ニ又ソレダケノ不足ヲ償フ途ガアラウト思ヒマスカラ本多サンノ御說ニ贊成イタシマス

○安場保和君 私モ本多サンノ御說ニ全然御同意ヲイタシマス、段々今桑田君カラモ申述ベラレマシタ通り第一ソレデ宜ロシカラウト思フコトハ、此案ヲ議スルニ就テハ此案ノ當否奈何ト云フコトガ專一ノ目的デアル、此案ヲ議スルニ就テ他ニ或ハ政府委員モ毎々一本鎗ノ様ニ仰セラル所ノ既ニ豫算ガ

決定シタカラトカ戦後ノ經營トカ云フコトハ是ハ當年ノ續々出ルモノガ總テソレニ係ラザルモノハナインゴザイマス、ソレ等ノコトヲ能ク調理シテ前後ノ緩急輕重厚薄ノ間ヲ十分ニ御調査ニナツテ然ルベキ適當ノ所ヲ選バルガ目的ト思ヒマス、其目的ヲ達スルタメニ此議案ヲ議スルナレバ、此議案當然ノ可否得失ヲ議スルノガ真ノ目的ト考ヘル、若シ是ガ政府デハ適當ト見テ是等ノコトヲ發表ニナツテモ、如何ニモ兩議院ニ之ヲ御提出ニナツテ協賛ヲ求メラルニ就テハ已レヲ空シウシテ又議員ノ言フ所ノモノモ三五反覆相成ツテサウシテ固ヨリ自分ノ見ル所ハ狂ケラレヌ所ハ十二分ニモ十五分ニモ御辯明ガアツテモ然ルベキデゴザイマスカラ私ハ丁度本多君ノ修正案ガ適當ノ案ト思ヒマス、唯今馬屋原君カラノ御論モアツテ他ニ何カ之ニ代ルベキ缺額ヲ補フベキモノガアツタラ同意ヲシヤウト云フ御論モ一應御尤ノ様デアリマスガ、私ヨリ考ヘマスレバソレハ即チ此議案ノ決定ニ依ツテ又政府ニ於テ然ルベキ御考案ヲ下サレタナラバソレデ宜シカラウト考ヘマス、固ヨリ議會モ期日切迫トハ申シナガラモ本年ノ議會ノ如キハ戰後ノ經營ニ對シテ非常ナル我國未會有ノ經營ニ關係スルコトデアルカラ、日ガ足ラネバ三十日デモ五十日デモ延バシテ宜イ、決シテ會期ガ切迫シテ居ルカラ大抵ニシテ置ケトカ、豫算ガ決シタカラ是モ非モナシニ決セネバナラストカ云フコトハ是ハ議事ノ方法デハナイト思ヒマス、全然本多君ノ御説ガ適當ナ議論ト思ヒマスカラ贊成イタシマス

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) モウ餘リシツコク申上ゲマセヌ積リデアリマスガ如何ニモ此登録稅法其他ノ稅法ト云フモノハ施行上ニモ餘程ムヅカシイ事柄モアリマスシソレカラ又稅モ餘程重クモナツテ居リマスガ、併ナガラ今日我國ノ場合ト云フモノハ、此經營ニ付キマシテハドウシテモ斯ウセザルヲ得ナイト云フコトニナツテ居マスルシ、ソレニ就テハ政府デモ反覆稅源モ調査イタシテサウシテ先づ今年提出ノ課稅ト云フモノガ一番經濟上ニ波瀾ヲ起サドウ云フコトヲシテ宜イト云フ考案モ實ハナインデ、是ガ精一杯ノコトニアッテ即チ之ヲ減ジラレマスト前申シマス通りニ殆ト二百萬近クノ減少ニモナラウカト推測シマス位デ、此稅法ト云フモノハ先づ第一ニハ財源ヲ求メルト云フコトガ根抵ニナツテ居マシテソレニ就テハ適當ナル方法順序ヲ設ケテヤルト云フコトハ殆トソレニ次グコトニナツテ居リマス、若シ各種ノ稅法案ニシテ即チ之ヲ減ジラレマスト前申シマス通りニ殆ト二百萬近クノ減少ニモナラウカト推測シマス位デ、此稅法ト云フモノハ先づ第一ニハ財源ヲ求メルト云フコトガ根抵ニナツテ居マシテソレニ就テハ適當ナル方法順序ヲ設ケテヤルト云フコトハ殆トソレニ次グコトニナツテ居リマス、若シ各種ノ稅法案ニシテ財源ヲ求メルニ不足ガアツテ足ラヌト云フコトニナツテハ甚ダ困リマス、安場君ノ唯今ノ御話ノ通リニ此稅法ト云フモノモ餘リ宜シクナイ、時ニ合ハスト云フ様ナコトデ不成立ニデモナリマシテハ甚ダ遺憾ニ思ヒマス、願クハ是ハ原案ニ据置カレムコトヲ希望スルノデアリマスカラ其邊ハ幾重ニモ御酌量下スツテ適當ナル御議決アラムコトヲ希望イタシマス

○富田鐵之助君 私モ修正案ニ贊成致ス者デアリマスガ、此第九デゴザイマス

スガ「從來保有シテ居ル所有權ヲ明確ニスル爲ニ登記ヲ請フ者」トアリマスガ、從來ノ所有權ト云フモノハ既ニ登記シテアツタノモ明確デナインデアリマスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハ其唯今ノ登記法ニモ斯ウ云フコトガ書持ツテ居リマス、登記ハセズトモ賣買サヘセネバ差支ナイカラマダ地券ヲ持テ居ル者ガアル、ソレガ是デハ險呑デアルト云フヤウナ所カラ其地券ナツテ持ツテ來テ登記簿ニ載セテ吳レト云フテ從來固有シテ居タモノヲモ尙明確ニスルタメニ登記ヲ請フ場合ガアリマス

○桑田藤十郎君 唯今ノ富田君ノ御尋ニ付イテハ從來ノ地券が殘ツテ居マスソレヲ登記所ニ行ツテ雙方カラ請フテ證明ヲシテ貰ウト云フ意味デゴザイマスカ、別ニ或ハ登記簿カラ引イテ別ナ物ヲ記簿ヲ願フト云フ場合デアルカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハ唯今申マシタヤウナ鹽梅デ登記ヲ新ニ請フノデス、從前此成立ツタ權利ト云フモノハ登記ニ依ラズシテ古イ方デ成立ツテ居ルカラソレハ登記ヲシナクテモ夫ガアレバ宜シイト云フノデス、夫アルカラ登記ヲシテ吳レト云ツテモウ一度確メテ參ラレル、カラ地券ノ方ハ廢シテ仕舞フノデ

○桑田藤十郎君 ソレナラバ土地臺帳ト云フモノハ登記所ニ備ツテ居ルノデゴザイマスカ備ツテ居ラヌノデゴザイマスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 土地臺帳ハ取扱ノ爲ニ折ヘテアリマス夫ガ必ズ登記所ニ残ツテ居ルカト云ツタラ今ノヤウナモノハ残ツテハ居ナイ、土地臺帳ニ勿論残ツテ居リマスカラ

○渡邊治右衛門君 私ハ先程修正說ヲ述ベマシタガ私ノ意見ハ皆サンノ御意ハゴザイマセヌデシタデ先程本多男爵カラ千分ノ十ト云フ說ガ出マシタガ併シ尙ホ私ノ方ノ說ヲ確メタウゴザイマスガ、御贊成ガナイ以上ハ本多サンノ說ニ贊成スルツモリデアリマス、本多サンノ說ニハ御贊成ノ御方ハナイヤウデアリマスガ若之ヲ千分ノ十トスルト外ノ方ノ釣合ガ惡イカラ直シテ行カナケレバナラスト思ヒマスガ本多サンニ一應御尋ネ致シマス

○男爵本多副元君 私ハ渡邊君ヨリ買受人ト云フ所ニ修正ガ出マシタカラニ對シテ又私モ修正ヲ出シマシタノデ無論アトノ所モ是レニ權衡ヲ取ツテ減ジナケレバナルマイト考ヘルノデゴザイマス

○委員長(子爵岡部長職君) 諸君ニ申シテ置キマスルガ唯今議題ニナツテ居

リマスルノハ第一條第二條デゴザイマスガ……第二條ノ總體ガ議題ニナシテ居リマス、若シモ二條中ノ第一項ヨリ第九ノ所ニ至ルマデノ中ニ修正説ノアリマス御方ハ唯今ノ中ニ御提出ヲ願ヒタイ

○桑田藤十郎君 チヨット本多サンニ伺ヒマスガ此二條ノ第一項ヲ唯今御修正ト云フコトニナレバ第四ノ「贈與又ハ遺贈ヲ受クル者」ト云フモノ、釣合ガ惡イガ是等モ御修正ニナリマスカ

○男爵本多副元君 無論其見込デゴザイマス併ナガラ私ガ唯今申述ベマシタ通リ渡邊君ヨリ第一ノ所ニ御修正ガアリマシタガ夫ニ對シテ又申シタノデ、又其外ノ所ハ述ベテハゴザイマセヌデ無論其邊ノ權衡ヲ取ッテ即チ其アトニモ修正ヲ出ス考ヘデゴザイマスガ私ノ考ニハ悉ク即チ此千分ノ二十分ト云フモノヲナシタ以上ハ其アトモ悉ク半減デ然ルベシト云フ考ヘデゴザイマス

○委員長(子爵岡部長職君) 本多君ニ御尋ね致シマスガ此總テガ半減ニナルト云フノデスカ

○男爵本多副元君 サウ云フ見込デゴザイマス

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) ソンナラバモウ一應申上マス、左様ニ致スト大シタ動キニナリマシテ歲入ノ減少ト云フモノガ益々降ッテドウモ夫デハヤリ切レマイト思ヒマス

○男爵本多副元君 夫ハ即チ私ト雖モ考ヘテ居リマス、無論私ノ説ガ萬一二モ成立ヤウニナリマスレバ即チ戰後ノ經營トシテ御提出ニナシタ歲出歲入等ハ權衡ガ取ラレヌヤウニナシテ歲出ノ方ガ定マツテ歲入ノ方ニ減額ヲ來スト云フコトガ無論私ト雖モ心得テ居リマス、ケレドモ私ノ申シタ事ガ果シテ行ハレタナラバ政府ハマダ外ニ財源ヲ求メラレル所ガアラウト云フコトヲ私ハ考ヘテ居リマス、ソンナラバ私ガドウ云フ考ヲ持テ居ルカト云フ御尋ねデゴザイマスレバソレハ考ガアリマスカラ申サヌデハゴザイマセヌガ私ガ唯今明言スルコトハ出來惡フゴザイマスカラソレハ政府ノ御考ニ任セルト云フノデアリマス

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 甚ダシツコウゴザイマスガ、政府デハ先キ程カラ色々々申立マス通リニ戰後ノ經營トシテハ最早ドウモ新財源ヲ求メルノハ唯今計畫シテ出シマシタヨリ良法ハナイト信シテ居リマス、是ヲ御削リ下サイマシテハアトデ然ルベキ財源ヲ見付ケルト云フコトハ餘程困難ヲ致シマス、萬一左様ナコトニナリマスト皆サンノ御智慧賛成シナケレバナラヌコトニナリマスガ何カ御考ノコトデモアラセラレマスノデゴザイマスカ

○男爵本多副元君 ソレハ無論アリマスガソレハ今日ニ於テハ明言ハ致シマセヌ
○政府委員(男爵田尻稻次郎君) ソレハ今日強イテハ伺イマセヌ
○委員長(子爵岡部長職君) 本多君ハサウスルト第二條ノ第一カラ九マデノ所ヲ總テ半減ニスルト云フ御説ニ止マルノデゴザイマスカ

○男爵本多副元君 無論其見込デゴザイマス
○子爵京極高典君 此稅法ヲ輕クシタイト云フコトハ私モ十分腦髓ニアル、併ナカラ今はヲ節減シタ所デ先刻政府委員ノ申サレマシタル通り他ニ求ムル途ガ無クシテ最早經濟ノ點ガ動ケヌト云フコトニナリマスカラ實ハドコマデモ精神ハ減ラシタイガ如何セン名案ト云フモノガナイ以上ハ此原案ニ從ハザルヲ得ヌト考ヘマス、併ナガラ唯今本多君ノ御説ヲ承ハリマスレバ確ニ明言ハ今茲デスルコトハ出來ヌガ他ニ稅源ヲ求ムル所ノ途ガアルト云フ御説デアリマスカラ其御説ヲ贊成致シタイト考ヘルガ唯今御明言ガナイ以上ハ贊成ハシタクテモ出來マセヌ

○子爵堤功長君 先刻カラノ御説ヲ段々拜聽致シマシタガ他ニ求メル財源ガナイト云フコトハ今京極君ノ御話ノ通り其財源ノナイ以上ハ政府ニ於テハ色々々御工風ヲナサツテモ他ニ財源ヲ見出スモノガ無イカラシテ此法案ヲ可決サレタイト云フコトデアル、然ラバ他ニ財源ヲ見出ス途ガ出來ナケレバ即チ豫算ノ歲入歲出ガ權衡ヲ得ナイコトニナラウト思ヒマス、私ハ成ルベク輕クスルコトハ我ニ望ムベキコトデハアリマスガ已ムヲ得ズ原案ヲ贊成致シマス○桑田藤十郎君 ヤガテ採決ニモナルデゴザイマセウガ是ハ其二條ノ各項ヲ連ネテ御採決ニナルツモリデゴザイマスカ唯今本多サンノ修正説ニ付キマシテハ悉ク減ズルト云フコトデゴザイマスガ殊ニ依ツテハ私ハ御同意ヲシ兼ル所モゴザイマス、若シ一項二項三項ト分ケテ採決ニナルヤウナコトデアリマスレバ御同意モ出來マスカラチヨット伺ヒマス

○委員長(子爵岡部長職君) 是ハ諸君ノ御説ガ區々ニナリマス以上ハ是ハ分タナケレバナリマセヌ、併シ是ハ二條デ修正デアリマスカラシテ本多男爵ハ二度ニ御發言ニナシタニハ違イナイケレドモツマリ二條中ノ一箇條ノ修正デアリマスカラ一度ニ採決スルノガ相當ダラウト思ヒマス、併シ必シモサウシナクテハナラヌト云フコトデハ固ヨリゴザイマセヌ
○富田鐵之助君 成ルベク便利デアリマスカラ是ハ一度ニ御採リナスッタ方ガ宜カラウト思ヒマス

○男爵本多副元君 桑田君ニ申シマスガ桑田君ニシテ全體御贊成ナレドモ此中悉ク半減ニスルト云フコトニハ御不同意ト云フコトデアリマシタガ其中ニ何項ニ御不同意テアルカ、ソレヲ御述ベニナルコトヲ私ハ希望致シマス
○委員長(子爵岡部長職君) 私ガチヨット間違ツタ思ヒマスカラ是ハ正誤ヲ致シテ置キマスガ此第二條ノ第一ニ付イテノ此本多君ノ御發議ニ對シテハ贊成ガアル、併ナガラ第二カラシテ第九マデノ修正ニ對シテハマダ贊成ガアリマセヌカラ是ハ別ニ致サナケレバナリマセヌ

○安場保和君 桑田君ノ御説デハ私ハ少シ贊否ヲ決シ兼ネテ居リマスカラ
○渡邊治右衛門君 是ハ私ハハッキリ承知シマセヌガ詰リ私モ贊成シヤウト

思フ所モ又シマイト思フ所モアル、ドウシテモ是ハ一ツ一ツ御採リニナルヨ
リ仕方ガナイト思ヒマス

○男爵本多副元君 私モ其積リデアリマス

○安場保和君 其方ガ却テ携ル……

○清浦奎吾君 第一、第二カラ第九マデトニツニ御採リニナル方ガ宣シイト
思ロマス

○委員長(子爵岡部長職君) 本多君ノ修正說ニ付テハ即チ第二條ノ第一ヲ始
メニ採決致シマス、アトノ方ハマダ贊成者ガナインデゴザイマスカラシテ極
ク最初ノ渡邊君ノ御說ニ贊成者ガアリマセヌカラシテ夫ニ付テハチット採決
ハシ惡イト思ヒマス

○安場保和君 贊成者ノナインハ……

○委員長(子爵岡部長職君) ソレデハ第二條ノ第一項ガ若シモ本多男爵ノ御
說ノ如クナリマスレバ又ソレニ付テ第二項以下所ニ諸君ノ御考モゴザイマ
セウガ兎ニ角先ヅ第一條カラ決ヲ採リマス、第一條、原案ヲ可トスル諸君ノ
起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○委員長(子爵岡部長職君) 總起立、次ニ第二條第一項ノ買受人云々ノ所、
本多君ノ修正說即チ千分ノ二十ヲ千分ノ十トスル、此修正ニ御贊成ノ御方ノ
起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○委員長(子爵岡部長職君) 少數デゴザイマス

○男爵本多副元君 私ハニヨリシテ九マデノ所ヲ半減ニスル積リデゴザイマ
シタガ、第一ノ所ノ修正が消滅シマシタ以上ハ後トヲ半減ニスルト餘程妙ナ
モノが出來マスカラ取消シマス

○委員長(子爵岡部長職君) ソレデハ第二條、全條ヲ採決ニ付シマス、第二
條原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○委員長(子爵岡部長職君) 多數デゴザイマス、第三條ヲ問題トイタシマス
第三條 船舶ノ登記ヲ請フトキ左ノ區別ニ從ヒ登記税ヲ納ムヘシ

一 買受人 賣買代價千分ノ十

二 家督相續人<sub>戸主ノ死亡、失踪、
離縁跡相續人共</sub> 但シ相續ノ日ヨリ六十日ヲ經過シ、タルトキハ時價相當價格千分ノ
五トス

三 遺產相續人 贈與又ハ遺贈ヲ受クル者 時價相當價格千分ノ二十

四 質入人又ハ書入人 契約金額千分ノ五

五 強制競賣ノ申立人 價格千分ノ三

六 假差押假處分ノ申請人 價格千分ノ三

八 登記事件ノ取消又ハ變更ヲ請フ者 每一件金十錢
九 従來保有セル所有權ヲ明確ニスル爲登記ヲ請フ者

時價相當價格千分ノ一

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハ別ニ深イ意味ハナインデアリマシテ、
元來船舶ノ方ハ土地家屋ヨリ本ガ少ナクシテアリマスカラ此計數ノ便利彼是
ヲ圖リマシテ土地建物ノ方ハ千分ノ十デアリマスガ、コチラハ千分ノ五デア
リマスカラ格別重クハナイ、本ニ對シテハチヨツト御話ノ如ク重イ様デゴザ
イマスケレドモ、此二條ノハ半額ニナッテ居マスカラ左程重クハアルマイト
思ヒマス、深イ理由ハアリマセヌガ、唯本ガ輕イカラ之ヲ少シ増シテモ差支
ナク、ソレカラ又丁度土地建物ノ半額ニナリ、且計數モ便利ナ計數デアルト
云フニ過ギヌノデ、別段深イ理由ハナイ

スカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハ他ノ法律デ登記ヲスルモノハ何石以上
何頓以上ト云フコトガ極シテ居リマスカラ小サイノハ之ニ掛リマセヌ

○富田鐵之助君 成ホドサウシテ是ハ新規ノモノデアリマセウナ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 船舶ノ登記ハ是迄アルノデス

○富田鐵之助君 ドノ位アルト云フコトガ分シテ居リマスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) チヨツト此所ニ書イタモノガアリマセヌガ
五十万程シカナイト思ツテ居リマシタガ

○富田鐵之助君 此買受人ト云フノハ外國カラ船ヲ買受ケテモ矢張此登錄稅
ニ掛ルノデアリマスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 左様デス、此日本ノ船籍ニ這入りマシタ以
上ハ外國カラ買受ケタノデモ矢張是ニ掛リマスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハ領事ノ取扱デアリマシテ日本ノ登記法
ハ外國デ行フ譯ニハ往キマセヌ、アレハ領事ノ錄事ト云フ方デ取リマス、サ
ウシテコチラヘ來テ船籍ニ這入りマシテ其上デ賣買スルトキニ始テ掛ルト云
フコトニナリマス

○富田鐵之助君 外國デ買タモノデモ船舶ノ登記ノトキニハ……

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）例へバ倫敦デ倫敦ノ船主カラ買ヒマスト領事デ登録シマスカラ領事ガ錄事手數料ヲ取リマス、ソレカラ日本へ歸ツテ來テモ、モウソレハ日本デ賣買ガ起リマセヌケレバ掛ケルコトハ出來マセヌ、日本人ガ日本デ賣買ヲシタトキニ始テ此登録ニ掛リマス、外國ノ船ヲ日本デ買ヒマシタトキハ無論掛リマス

○富田鐵之助君 外國デ買ヘバ登録税ハ掛ラヌノデゴザイマスカ

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）其時ハ掛ケ様ガナインデ、其代リニ領事ノ錄事ト云フ方デ手數料ヲ取リマス
○渡邊治右衛門君 私モ政府委員ニ質問致シマス、唯今富田君ノ御話ヲ伺ヒマスト外國カラ船ヲ買ヘバ外國ノ領事デ登記ヲスルト云フコトデアリマシタガ…

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）ソレハ別ニナルノデゴザイマス僅ナモノデ

○渡邊治右衛門君 日本ニ迴船シテ來マストキニ…

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）日本ニ來テカラノ賣買デナケレバ登記ニハ

○渡邊治右衛門君 船籍ノ登録ハ別デゴザイマスカ

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）船籍ノコトハ別デゴザイマス、是ハ賣買ノ方デゴザイマス、船籍登録ハ換ヘルト無論ヤリマス

○委員長（子爵岡部長職君）此第三條ニ付キマシテ別ニ修正説モナイヤウデゴザイマスカラ直ニ原案ニ付テ採決ヲ致シマセウ、第三條原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス
○渡邊治右衛門君 多數

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）船籍ノ登録ハ別デゴザイマス

○委員長（子爵岡部長職君）此第三條ニ付キマシテ別ニ修正説モナイヤウデ

○新規登録

入ラナイト云フ御答デゴザイマシタガ茲ニ…

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）小サイノデゴザイマスネ、アレハ何ンデス、ドウ云フ船デモ取ラレマス、アノ御答ハ少シ間違ツテ居マシタ是ハモウ船ノ賣買ハ悉ク取ラレマス

○富田鐵之助君 第一チヨットシタ船デ帆船デモ何ンデモ取ラレマスカ

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）是ハ何ンデモ取ラレマス、之ハ現行法トハチットモ違ヒマセヌ、唯率ガ變ツタダケデス

○富田鐵之助君 サウスルト賣買ニ付テ取ラレルノハ是ハ賣買スルタメニ稅ヲ納メルニ止リマスナ

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）稅デハナインデゴザイマス、此登録ハ御承知ノ通リニ所有權ヲ確メルト云フ保護法カラ參ツテ居ルノデアリマシテ此事實ガ起ツタコト、權力ヲ確メルト云フ方カラ參ルノデアリマスカラ賣買稅ト云フ譯デハナインデゴザイマスカラチヨットコツチカラ源ヲ發シテ來ルモノデアルト思召サナイト少シク混雜フ來シマスカラ

○富田鐵之助君 サウ致シマスト第四ニナルト事項ヲ確メルト云フコトデ、ソコハ間、髮ヲ容レヌノデゴザイマスナ

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）ソレハ新規ノ登録ト申セバ新ニ日本ノ船籍ニ外國カラ這入りマスルナリ又船ヲ新造致シマシタ時ニ此新規登録ニナリマス、ソレカラ船籍ト申シマスルト今東京ニ碇繫場ヲ持ツテ居ヌ船ガ大坂ニ船籍ヲ移シテ大坂ガ碇繫場ニナルノデ、除籍ト申シマスルト是ハ船ヲ登簿カラ抜イテ仕舞フコトデアリマスカラ是ハ今日ノ現行法ノ言葉ヲ其儘用井テ居ルノデアリマス

○安場保和君 今ノ御説明ニ依リマスルト例へバ新ニ買受ケタ人ハ權利ヲ確メルタメニ第三條デ登録稅ヲ出シマスルノデスカ

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）左様

○安場保和君 サウスルト轉籍ノトキハ茲デ買受ケテ茲ガ碇繫場デアレバ其方デ取りマスカ

○政府委員（男爵田尻稻次郎君）是ハ左様デゴザイマス全ク別物デ東京デ船ヲ買フト第三條デ東京デ登録稅ヲ拂ハナケレバナラヌ、東京ニアレバ宜イガシイノデス、夫ヲ大坂ニ移スト云フト夫ハ轉籍ニナリマス

○馬屋原彰君 若シ外國ノ船ヲ日本ノ横濱デ買フト第三條ニ依ツテ登録稅ヲ出サヌバナラヌ、ソレカラ其次ニ稅金ヲ合セテ第四條ノ稅金ト一ツサウ云フ

場合ニハ出ス、サウ云フ場合ガ戸籍ノ上ニ付イテモ是非アリマスガ家督相續ト云フモノ……

○富田鐵之助君 チヨット御尋ね致シマスガ第四ニ登簿事項ノ變更ト云フコトガアル、此轉籍除籍ト云フコトハ登簿事項ノ變更トハナリマセヌア、別物デアレバ登簿事項ノ變更ト云フコトハドウ云フコトヲ指シテ云フノデアリマスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是モ唯今ノ何ニナルノデゴザイマスガ、之ハ登錄事項ノ變更ト云フノハ船ノ登簿ヲスルニドノ登簿ハ是レダケ荷物船デ間取りモナク何式ノ機械ヲ用井テ居ルト云フコトヲ以テ登錄スル、ソレヲノヲ御客船ニシテ仕舞フトカ或ハ間取りヲ變ヘルト云フトキハ此登記事項ノ変更ニナリマス

○富田鐵之助君 中ノ住居ヲ變ヘタノデスナ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 船ノ構造ヲ變ヘタノデス

○富田鐵之助君 士族ガ平民ノ部類ニナツタト云フノデゴザイマスナ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) マア夫デ宜ウゴザイマスネ

○馬屋原彰君 小サイコトデゴザイマスガ此四條ニ「請フ者ハ」トゴザイマスガ是ハ何モ文字ニ意味ハナイノデゴザイマセウ、又ツハ「受ル者ハ」ト云フコトガアリマスガ是ハ別ニ變リハ古イノデゴザイマスカ、ソマリ筆者ノ誤リト見テ……

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハ唯起草者ノ筆ノ誤リデゴザイマス

○委員長(子爵岡部長職君) 第四條ニ付イテ修正ノ御說モ出マセヌヤウデゴザイマスカラ原案ノ採決ヲ致シマス、原案ノ御同意ノ御方ハ起立ヲ請ヒマス

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハ是迄ニハスカカリナインデ、事柄ハアリマシタケレドモ稅ヲ課シマスノハ今度が始テデゴザイマス

○男爵本多副元君 過日御説明ガアツタ様デゴザイマシタガ、ツイ聽洩シマシタガ、五條ノ十ノ反別ノ増減ト云フノハドウ云フコトデゴザイマスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハ今ノ時々混雜ガアツテ、丈量ヲシマシテ増シタリ減シタリスルコトガアリマス、其時デアリマス

○富田鐵之助君 第四ノ開墾地價千分ノ十ト云フノハ、チヨット北海道ニ開墾地ヲ千坪一圓ヅツデ拜借シテ開墾スル、サウスルト千坪一圓ト云フノガ地價デアリマスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハ地券面ノ地價ヲ云フノデアリマス

○富田鐵之助君 地券ト云フモノハナイ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) ナイナラバ登錄デアリマス、即チ地租臺帳ノ地價デアリマス

○富田鐵之助君 北海道ノ如ク千坪壹圓ト云フ様ナノハ開墾ガ出來タ後ニ千坪一圓ヲ拂下ゲルノデスガ、サウ云フトキニハドレガ地價ニナリマスカ

○政府委員(男爵田尻稻次郎君) 矢張壹圓ガ地價デアリマス

○富田鐵之助君 唯今ノ所ハ尙一應御尋ね申シマスガ例ヘバ今迄田地デアツタモノガ洪水カ何カデ荒地ニナツタト云フ様ナノモ矢張反別増減ト云フ

○富田鐵之助君 第三地價ノ修正、是ハ地押トカ云フ様ナコトデ自然ニ増減ヲ生ジナケレバナラヌコトガアリマス、サウ云フ時モ天變ニ依ツテ修正ノ起ス

○委員長(子爵岡部長職君) プタラ宜カラウト思ヒマス

○富田鐵之助君 一條宛サツサトヤツタラ其方ガ捲取ガ宣カラウト思ヒマスアル所ハ別々ニ決ヲ採ツタラ宜カラウト思ヒマス

○委員長(子爵岡部長職君) ソレデハ一條宛ニシテ五條ダケヲ問題ニ供シマス

○富田鐵之助君 一條宛サツサトヤツタラ其方ガ捲取ガ宣カラウト思ヒマス

○委員長(子爵岡部長職君) 是ハ如何ナル場合デモ丈量シテ増減ガアル

スアル所ハ別々ニ決ヲ採ツタラ宜カラウト思ヒマス

○富田鐵之助君 二左ノ事項ヲ登錄スルトキハ土地所有者ハ左ノ區別ニ從ヒ登錄税ヲ納ムヘシ

第五條 土地臺帳ニ左ノ事項ヲ登錄スルトキハ土地所有者ハ左ノ區別ニ從ヒ登錄税ヲ納ムヘシ

新規登錄

地價ノ設定共
地價ノ修正

地價千分ノ十
地價千分ノ十

地價ノ付與
地價ノ付與

地價千分ノ十
地價千分ノ十

- 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 或ハ此荒地ニナリマシテ免租スルトカ免除スルトカ云フコトヲイタシマス、ソレカラ又開墾鍬下ト云フモノヲヤツテサウシテ事ガ出來上ツタトキニ荒地ノ方ハ原地ニ復シタカドウカト云フコトヲ見ルシ、又開墾地ハドノ位ノ地面ニナツタカト云フコトヲ見テ地價ヲ新ニ附シマス、其場合ヲ指スノデアリマス
- 富田鐵之助君 其場合ハ宜シイガ自然ト是ガ水ニ壓サレテ流レタトカ云フ様ナ已ムヲ得ズバ修正シナケレバナラヌ天災ノアツタモ矢張リマス
- 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 其場合ニハ矢張取ルノデ、本ノ地價百圓ガ五十圓ニナツタナレバ五十圓ニ修正シマスカラ其時ハ矢張取リマス
- 委員長(子爵岡部長職君) 五條ハ別段修正モ出マセヌ様デスカラ原案ニ就テ決ヲ採リマス
- 〔異議ナシト呼フ者アリ〕
- 委員長(子爵岡部長職君) ソレデハ原案ニ決シマス、次ハ第六條
第六條 左ノ事項ニ付登記ヲ受クル商事會社ハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ
- 一 合名會社合資會社設立 資本金額千分ノ二 増加資本金額千分ノ二
 - 二 合名會社合資會社資本増加 會社資本金額万分ノ二
 - 三 合名會社合資會社支店設置 設立初度ノ拂込資本金額千分ノ三 每拂込金額千分ノ二
 - 四 株式會社設立 現在拂込資本金額万分ノ三 每一件金三圓
 - 五 株式會社設立後ノ資本金拂込 每一件金三圓
 - 六 株式會社支店設置 每一件金三圓
 - 七 登記事項ノ變更(資本ノ増加及拂追加) 每一件金三圓
 - 八 解散 每一件金三圓
- 渡邊治右衛門君 六條ノ會社ノ登記ノ稅ノコトニ付テ御話ヲ致シマスガ是ハ年來取ツテ居ルノデゴザイマスカ
- 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハ新タナ稅デゴザイマス、夫ハ地方稅トカ何トカ云フ方ノ營業稅ヲ取ツテ居マシタガ國稅トシテハ取ツテ居リマセヌ、是ハ登記ダケデゴザイマスカラ設立スルトキニ取ルノデ……
- 渡邊治右衛門君 現在ノハ分リマセヌカ
- 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 調べタラ分リマセウ
- 渡邊治右衛門君 詰リ總高ハ分ラスト云フコトデスカネ
- 政府委員(男爵田尻稻次郎君) アリマセヌ、合名會社ハ今農商務省デブヘタモノガアリマシテ調ベタモノガアリマスガ今ハチヨツト知レマセヌカ
- 政府委員(男爵田尻稻次郎君) イヤ何ナレバチヨツト御待下サレバ直ニ分ラ

- 渡邊治右衛門君 是ハ唯今伺ヒマシタガ多分知リマセヌト云フコトデ、ハツキリ御説明デゴザイマセヌカラ
- 中島信行君 ドウモムヅカシイナ
- 安場保和君 此說ハ餘リ何ンダカラ如何ナル我輩ト雖モ此所ハ贊成ガ出來惡イネ
- 渡邊治右衛門君 是ハ中ミ應エマスゼ
- 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 如何デゴザイマセウカ、是ヲ御變ジニナツタナラバ或ハ少シ會社トカ何ントカ云フヤウナ他ノモノニ對シテ宜過ギルヤウニナリ全體ニ對シテノ比例ガ不權衡ニナリマスカラ願クハ原案ニ据置カレムコトヲ希望致シマス
- 安場保和君 ソンナノハ少數意見トシテ出ストキニ宜イカモ知レヌ
- 富田鐵之助君 早ク決ヲ御採リ下サラムコトヲ願ヒマス
- 委員長(子爵岡部長職君) 別ニ之ニ御贊成モナイヤウデゴザイマス
- 富田鐵之助君 是ニハ異議ハゴザイマセガ先ニ行シテ大イニアルンデス
- 委員長(子爵岡部長職君) 原案ニ付イテ別ニ御異存ガナケレバ決シマス、第七條第八條共ニ連ネテ問題ニ供シマス
- 第七條 左ノ事項ニ付辯護士名簿ニ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ
- 一 新規登錄
 - 二 登錄換
 - 三 取消ノ請求
- 第八條 左ノ事項ヲ官簿ニ登録スルトキハ醫師藥劑師獸醫蹄鐵工ハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ
- | | |
|-------|------|
| 一 醫師 | 金二十圓 |
| 二 藥劑師 | 金十二圓 |
| 三 蹄鐵工 | 金十五圓 |
| 四 獸醫 | 金五圓 |
- 假開業醫師

	○ 富田鐵之助君 ○ 富田鐵之助君 ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ○ 清浦奎吾君 ○ 富田鐵之助君	一 登錄事項ノ變更 二 登錄事項ノ變更 三 登錄事項ノ變更 四 登錄事項ノ變更 五 登錄事項ノ變更 六 登錄事項ノ變更	假免許獸醫 ○ 富田鐵之助君、年々十圓位ヅ ○ 富田鐵之助君 是ハ一度切リアッタノデゴザイマス ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハアルト心得テ居リマシタガネ ○ 清浦奎吾君 夫ハ私が知ツテ居ルカラ答へマセウ、之ハ辯護士法ノ 發布ニナル前ニ辯護士ノ效能ハ一年限リテ十圓納メタノデアッタノヲ辯護士 法ガ出マシテカラ二十圓トナツテ新規登録ニナルコトニナツタ ○ 富田鐵之助君 サウスルト増税ナンデゴザイマスルナ	金三圓 每一件金五十錢
	○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君)	一 新規登録 二 納ムヘシ 三 第九條 四 第十條 五 第十一條 六 第十二條	○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 是ハチヨツト申上ゲマスルガ是ハ恩典ト云 フ御話ガゴザイマスルガ恩典トハ心得マセヌデゴザイマスル醫者ナゾト同ジ 位ノコトデアリマシテ教育ノ點カラ申シマシテモドウモ其醫者法律家ナドト 云フ高尙ナモノモ入りマスルシ是マデ既ニ取ラレテ居マシタ醫者ナドハヤウ ヤツト其方ニ當ツテ來タト云フヤウナ譯アル… ○ 富田鐵之助君 今ノ御説明デハ學問ガ… ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 恩典トハ心得マセヌ ○ 富田鐵之助君 學問ヲ深クシタ者ハ此位ガ相當ト云フノデスカ ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 先ツ此位ガ相當ト思ヒマス、醫者ナドト比 較ヲ取ツタノデス ○ 委員長(子爵岡部長職君) 第七條、第八條御異議ガナケレバ原案ニ決シマ ス	水先人 金二十圓 每一件金五十錢
	○ 委員長(子爵岡部長職君) ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君)	一 「異議ナシ」ト呼フ者アリ 二 第九條 三 第十條 四 第十一條 五 第十二條 六 第十三條	ソレデハ原案ニ決シマス、次ニ第九條 左ノ事項ヲ官簿ニ登録スルトキハ海員ハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ 納ムヘシ 然ラバ原案ニ決シマス、第十條第十一條第十二條第十三條、連ネテ問題ニ供 シマス 版權ノ登録ヲ請フ者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ 普通ノ文書圖畫 冊號ヲ追ヒ順次出版スル文書圖畫 雜誌ノ類 興行權ヲ併有スル脚本 興行權ヲ併有スル樂譜 寫真 特許ニ關シ登録ヲ受クル者ハ左ノ區別ニ從ヒ登録稅ヲ納ムヘシ 新規登録 五年ノ特許 十年ノ特許	乙種二等機關手 乙種一等運轉手 乙種船長 乙種二等運轉手 乙種一等機關手 金十圓 金六圓 金四圓 金十圓 金六圓 金四十圓 金二十圓 金三十圓 金六十圓 金十五圓 金十圓 金六圓 金十圓 金十五圓 金十圓 金六圓 金四十圓 金三十圓 金二十圓 金三十圓 金二十圓 金三十圓 金六十圓 金三十圓 金三十圓 金三十圓
			○ 男爵本多副元君 此間モ政府委員ニ御尋ブシタノデスガ此水先人ト云フモ ノハ二十圓ト云フコトニナツテ居リマス、是ハ甲種船長ノ十五圓ト云フノト 如何ニモ權衡ヲ得ナイヤウニ思ヒマス、勿論水先人ト云フモノハ…或ル種 ノ水先人ハ船長ヨリモ給料ヲ餘計取ルカラ斯ウ云フコトニナツテ居ルト云フ 説明デアリマシタガ水先人が悉クサウ云フ高イ給料ヲ取ルトモ思ハレヌ、中 ニハサウ云フモノモアリマスカ知リマセヌガ是ハドウモ權衡ヲ得ヌヤウニ思 ハレマス	乙種二等機關手 小形船機關手 水先人 金二十圓 金四圓 金六十圓 金三十圓 金三十圓

十五年ノ特許

- 二 賣與譲與又ハ共有
三 書入契約
四 新規登錄
五年ノ專用
六年ノ專用
七年ノ專用

金四十圓
每一件金十圓
每一件金五圓
從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ

- 第十二條 意匠ニ關シ登錄ヲ受クル者ハ左ノ區別ニ從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ
一 新規登錄
二 賣與譲與又ハ共有
三 書入契約
四 物品一類每ニ金三十圓
五 物品一類每ニ金五十圓
六 採掘權書入又ハ試掘延期
七 減區ニ係ル訂正
八 鑛區ノ合併又ハ分割
九 廢業
十 試掘區及增減區ニ係ル訂正
十一 購受、讓受
十二 採掘權書入又ハ試掘延期
十三 賣與譲與又ハ共有
十四 新規並續用登錄
十五 賣與譲與又ハ共有
十六 廢業
十七 試掘區及增減區ニ係ル訂正
十八 購受、讓受
十九 試掘區及增減區ニ係ル訂正
二十 購受、讓受
二十一 試掘區及增減區ニ係ル訂正
二十二 賽場保和君 夫ハ少シ紛レルヤウダケレドモ……

- 富田鐵之助君 第十條ノ版權登錄ヲ請フモノデスガ是ハ是迄幾ラ位ニナツテ居リマスカ
○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 版權ハ是マテノ凡ソ十倍ニナリマス
○ 富田鐵之助君 是迄ノハドノ位デス
○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 金高デスカ……今篤ト調ベタモノガ茲ニゴザイマセヌガネ……
○ 富田鐵之助君 「一冊毎ニ」ト云フノハ是ハドウ云フ解釋ニナリマスカ
○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 普通ノ文書一度ヲ完結スルモノハ一種デス、ソコデ普通ノ文書圖畫ス、ソレカラ號ヲ追ッテ續イテ出スモノハ一冊デス、ソコデ普通ノ文書圖畫
○ 富田鐵之助君 「一冊毎ニ」ト云フト百冊出版スレバ百冊皆納メナクテハナス、ナマヤウニ聞エル、是ハ間違ヒマスネ
○ 安場保和君 夫ハ少シ紛レルヤウダケレドモ……
○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) ソコデ「冊號ヲ追ヒ順次出版スル文書圖畫」トシテアルノデス、其懸念ハナイ積リデス
○ 子爵堤功長君 寫眞ノ「一版毎ニ」ト云フノハドウ云フコトデスカ
○ 政府委員(男爵田尻稻次郎君) 今ノ招魂社ノ寫眞トカ威海衛ノ寫眞トカ云フ分ガ一版デス、即チ種版ガ一つアル、其ツニ付イテ取ルノデス
○ 委員長(子爵岡部長職君) 第十條ヨリ第十二條マテ別ニ御異議ハゴザイマセスケレバ原案ニ決シマス、第十四條ニ移リマス
○ 渡邊治右衛門君 私ハ其前ニ少シ御尋ヌルコトガ……
○ 委員長(子爵岡部長職君) モウ第十四條ニ移リマシタ
第十四條 鐵業ニ關シ左ノ事項ヲ官簿ニ登錄スルトキハ記名者ハ左ノ區別
二 從ヒ登錄稅ヲ納ムヘシ

- 印 刷 者 印 刷 局
- 委員長(子爵岡部長職君) 第十四條別ニ御異議ガゴザイマセヌカラ原案ニ決シマス
○ 馬屋原彰君 是カラ十五條ニ御移リニナラウト云フノデアリマスガ、實ハ此委員中ニモ缺席ガアリマス様デアリマスシ又十五條ハ皆サン餘程御熟考ニナルベキ箇條ニアラウト思ヒマスカラ、少シハ樂ニ取ッテ置イテ、今日ハ是ダケニシテハ如何デゴザイマスカ
○ 委員長(子爵岡部長職君) 「贊成」ト呼フ者多シ
○ 委員長(子爵岡部長職君) ソレデハ諸君是デ止メ置カウト云フ御說ノ方ガ多イ様デアリマスカラ今日ハ是デ止メマシテ散會イタシマス